

事務連絡
令和5年5月2日

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

5類感染症への移行後の保育所等における新型コロナウイルス感染症
対策について（令和5年5月2日時点）

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して下さっている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することに伴い、感染対策等について次のとおりの対応としますので、御理解と御協力をお願いいたします。

1 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

5類感染症への移行後においても、次のような対策を講じることが引き続き重要です。

- (1) 児童に風邪と思われる症状（呼吸器症状、鼻汁、倦怠感など）が見られる場合は無理をして登園せず、自宅で休養すること等が重要です。
- (2) 原則、マスクの着用は求めません。
- (3) 引き続き、適切な換気を実施します。

2 感染した場合の対応について

- (1) 児童の感染が判明した場合は「発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過」していることが登園のめやすです。
- (2) 家族の感染が判明した場合も児童の登園は可能ですが、児童の体調観察をお願いいたします。

【注意事項】

令和5年5月8日以降の対応について、令和5年4月14日付けこども家庭庁成育局の通知により、こども家庭庁において学校保健安全法施行規則の改正を踏まえ「保育所における感染症ガイドライン」を改正する予定であることがわかっておりますが、令和5年5月2日午前中の時点において、こども家庭庁からこの改正に関する通知文等が市に到達しておりません。

今後、こども家庭庁から通知文等が発出され、市の対応が変更となる場合には速やかにお知らせいたします。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育・幼稚園係 042-551-1780（直通）